

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対象条文

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）（本則関係）	1
○海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令及び領事官の行なう船舶法等の事務に係る処分又はその不作為についての審査請求に関する政令の一部を改正する政令（昭和五十八年政令第百八十三号）（附則第八条関係）	10

改 正 案	現 行
<p>（有害水バラストの要件）</p> <p>第一条の四 法第三条第六号の二の政令で定める要件は、次の各号のい ずれかに該当することとする。</p> <p>一 当該水バラストに含まれる最小径五十マイクロメートル以上の水 中の生物の数が一立方メートル当たり十個以上であること。</p> <p>二 当該水バラストに含まれる最小径十マイクロメートル以上五十マ イクロメートル未満の水中の生物の数が一立方センチメートル当た り十個以上であること。</p> <p>三 当該水バラストに含まれる大腸菌その他の国土交通省令・環境省 令で定める細菌の数が国土交通省令・環境省令で定める基準に該当 するものであること。</p> <p>（オゾン層破壊物質）</p> <p>第一条の五 法第三条第六号の三の政令で定めるオゾン層を破壊する物 質は、別表第一の三のとおりとする。</p> <p>（大気を汚染する物質）</p> <p>第一条の六 法第三条第六号の四の政令で定める船舶において発生する 物質であつて大気を汚染するものは、窒素酸化物、硫黄酸化物及び揮 発性有機化合物質（同号に規定する揮発性有機化合物質をいう。）と する。</p>	<p>（新設）</p> <p>（オゾン層破壊物質）</p> <p>第一条の四 法第三条第六号の二の政令で定めるオゾン層を破壊する物 質は、別表第一の三のとおりとする。</p> <p>（大気を汚染する物質）</p> <p>第一条の五 法第三条第六号の三の政令で定める船舶において発生する 物質であつて大気を汚染するものは、窒素酸化物、硫黄酸化物及び揮 発性有機化合物質（同号に規定する揮発性有機化合物質をいう。）と する。</p>

第一条の七・第一条の八 (略)

第一条の九 (略)

- 一 (略)
- 二 別表第一の五に掲げる南極海域（次項、次条第一項第三号、第一条の十一及び第二条において単に「南極海域」という。）以外の海域において排出すること。

三 (略)

四 (略)

2 5 (略)

第一条の十 (略)

一・二 (略)

- 三 全ての国の領海の基線（海洋法に関する国際連合条約に規定する領海の幅を測定するための基線（南極海域にあつては、氷棚を陸地とみなして引かれる同条約に規定する領海の幅を測定するための基線）をいう。ただし、オーストラリア本土の北東海岸のうち南緯十度東経百四十二度八分の点から南緯二十四度四十二分東経百五十三度十五分の点に至る部分に係る基線は、南緯十一度東経百四十二度八分の点、南緯十度三十五分東経百四十一度五十五分の点、南緯十度東経百四十二度の点、南緯九度十分東経百四十三度五十二分の点、南緯九度東経百四十四度三十分の点、南緯十度四十一分東経百四十五度の点、南緯十三度東経百四十五度の点、南緯十五度東経百四十六度の点、南緯十七度三十分東経百四十七度の点、南緯二十一度東経百五十二度五十五分の点、南緯二十四度三十分東経百五十四度の点及び南緯二十四度四十二分東経百五十三度十五分の点を順次

第一条の六・第一条の七 (略)

第一条の八 (略)

- 一 (略)
- 二 別表第一の五に掲げる南極海域（次項、次条第一項第三号、第一条の十及び第二条において単に「南極海域」という。）以外の海域において排出すること。

三 (略)

四 (略)

2 5 (略)

第一条の九 (略)

一・二 (略)

- 三 すべての国の領海の基線（海洋法に関する国際連合条約に規定する領海の幅を測定するための基線（南極海域にあつては、氷棚を陸地とみなして引かれる同条約に規定する領海の幅を測定するための基線）をいう。ただし、オーストラリア本土の北東海岸のうち南緯十一度東経百四十二度八分の点から南緯二十四度四十二分東経百五十三度十五分の点に至る部分に係る基線は、南緯十一度東経百四十二度八分の点、南緯十度三十五分東経百四十一度五十五分の点、南緯十度東経百四十二度の点、南緯九度十分東経百四十三度五十二分の点、南緯九度東経百四十四度三十分の点、南緯十度四十一分東経百四十五度の点、南緯十三度東経百四十五度の点、南緯十五度東経百四十六度の点、南緯十七度三十分東経百四十七度の点、南緯二十一度東経百五十二度五十五分の点、南緯二十四度三十分東経百五十四度の点及び南緯二十四度四十二分東経百五十三度十五分の点を順

結んだ線をいう。以下同じ。)からその外側五十海里の線を超える  
海域(別表第一の五に掲げる海域を除く。)において排出すること

四・五 (略)

2 (略)

第一条の十一(略)第一条の十三 (略)

(第一議定書締約国間における未査定液体物質の輸送)

第一条の十四 (略)

一 (略)

二 本邦の内水(領海法の一部を改正する法律(平成八年法律第七十三号)による改正後の領海及び接続水域に関する法律(昭和五十二年法律第三十号)第二条第一項に規定する直線基線により新たに本邦の内水に加えることとされた海域を除く。第一条の十六第二号において同じ。)を除く海域において輸送されるものであること。

第一条の十五(略)第一条の十七 (略)

(削除)

第七条 (略)

(削除)

第八条 (略)

次結んだ線をいう。以下同じ。)からその外側五十海里の線を超える  
海域(別表第一の五に掲げる海域を除く。)において排出するこ  
と。

四・五 (略)

2 (略)

第一条の十(略)第一条の十二 (略)

(第一議定書締約国間における未査定液体物質の輸送)

第一条の十三 (略)

一 (略)

二 本邦の内水(領海法の一部を改正する法律(平成八年法律第七十三号)による改正後の領海及び接続水域に関する法律(昭和五十二年法律第三十号)第二条第一項に規定する直線基線により新たに本邦の内水に加えることとされた海域を除く。第一条の十五において同じ。)を除く海域において輸送されるものであること。

第一条の十四(略)第一条の十六 (略)

第七条 削除

第八条 (略)

第九条 削除

第九条の二 (略)

(船舶からの有害水バラストの排出の基準)

第九条 法第十七条第二項第二号の政令で定める基準は、次の表上欄に掲げる排出海域の区分ごとに、それぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。

排出海域	基準
一 公海	次のイ又はロに掲げる要件に適合する有害水バラストの排出であること。 イ 主として公海において積み込まれたものとして国土交通省令で定める要件に適合する有害水バラストの排出であること。 ロ 特定船舶（旅客又は貨物の運送を行う事業の用に供される船舶以外の船舶のうち、有害水バラストの排出量、排出頻度その他の有害水バラストの排出に関する事項を勘案して海洋環境に及ぼす影響が少ないものとして国土交通省令で定める船舶をいう。次号において同じ。）からの有害水バラストの排出であつて、海洋環境の保全に障害を及ぼさないものとして国土交通省令で定める措置が講じられているものであること。
二 公海以外の海域	次のイ、ロ又はハに掲げる要件に適合する有害水バラストの排出であること。 イ 当該有害水バラストが排出される場所とおおむね同一の場所で積み込まれたものとして国土交通省令で定める要件に適合する有害水バラストの排出であること。 ロ 日本国と一以上の船舶バラスト水規制管理条約締約

(新設)

国（法第十七条第二項第三号に規定する船舶バラスト水規制管理条約締約国をいう。以下同じ。）との間において海洋環境の保全の見地から有害となるおそれがないものとして合意をした有害水バラストの積込みを行う区域及び排出を行う区域その他の国土交通省令で定める事項を遵守して日本国の内水、領海若しくは排他的経済水域又は当該船舶バラスト水規制管理条約締約国の内水、領海若しくは排他的経済水域において行われる有害水バラストの排出であること。

ハ 特定船舶からの有害水バラストの排出であつて、前号下欄口に規定する措置が講じられているものであること。

（二以上の船舶バラスト水規制管理条約締約国間において合意されて行われる有害水バラストの排出）

第九条の二 法第十七条第二項第四号の政令で定める要件は、当該船舶バラスト水規制管理条約締約国間において合意をした有害水バラストの積込みを行う区域及び排出を行う区域その他の国土交通省令で定める事項を遵守して行われる有害水バラストの排出であることとする。

（湖、沼又は河川に関する読替え）

第九条の三 法第十七条の六の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中 読み替える 規定	読み替えられる字句	読み替える字句
----------------------	-----------	---------

（新設）

（新設）

第十七条第 二項	が海洋環境	が湖沼等（第十七条の六に規定する湖沼等をいう。以下同じ。）の環境
第十七条第 三項	海洋の 海洋の	湖沼等の 湖沼等の
第十七条の 三第一項	有害水バラストの不 適正な排出	不適正な有害水バラスト湖沼等 排出（有害水バラストを湖沼等 に流し、又は落とすことをいう 。以下同じ。）
第十七条の 三第二項	有害水バラストの不 適正な排出	不適正な有害水バラスト湖沼等 排出
第十七条の 三第三項	第十七条の三第二項	第十七条の六において準用する 第十七条の三第二項
第十七条の 四第二項	有害水バラストの排 出	有害水バラスト湖沼等排出
第十七条の 五第二項	外国船舶	日本船舶以外の湖沼等において 航行の用に供する船舶類

（湖沼等において航行の用に供する船舶類からの有害水バラスト湖沼等排出の基準）

第九条の四 法第十七条の六において準用する法第十七条第二項第二号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる要件のいずれかに適合する有害水バラスト湖沼等排出（有害水バラストを湖沼等（法第十七条の六に規定する湖沼等をいう。以下同じ。）に流し、又は落とすことを

（新設）

いう。以下同じ。)であることとする。

一 当該有害水バラストが流され、又は落とされる場所とおおむね同一の場所で積み込まれたものとして国土交通省令で定める要件に適合する有害水バラストについての有害水バラスト湖沼等排出であること。

二 日本国と一以上の船舶バラスト水規制管理条約締約国との間において湖沼等の環境の保全の見地から有害となるおそれがないものとして合意をした有害水バラストの積込みを行う区域及び有害水バラスト湖沼等排出を行う区域その他の国土交通省令で定める事項を遵守して日本国の湖沼等又は当該船舶バラスト水規制管理条約締約国の湖沼等において行われる有害水バラスト湖沼等排出であること。

三 特定船舶類(旅客又は貨物の運送を行う事業の用に供される船舶類以外の船舶類のうち、有害水バラストの排出量、排出頻度その他の有害水バラスト湖沼等排出に関する事項を勘案して湖沼等の環境に及ぼす影響が少ないものとして国土交通省令で定める船舶類をいう。)からの有害水バラスト湖沼等排出であつて、湖沼等の環境の保全に障害を及ぼさないものとして国土交通省令で定める措置が講じられているものであること。

(二)以上の船舶バラスト水規制管理条約締約国間において合意されて行われる有害水バラスト湖沼等排出)

第九条の五 第九条の二の規定は、法第十七条の六において準用する法第十七条第二項第四号の政令で定める要件について準用する。この場合において、第九条の二中「排出を」とあるのは「有害水バラスト湖沼等排出(第九条の四に規定する有害水バラスト湖沼等排出をいう。以下この条において同じ。)」を」と、「有害水バラストの排出」とあ

(新設)



るのは「有害水バラスト湖沼等排出」と読み替えるものとする。

第九条の六 (略)

(燃料油の品質の基準等)

第十一条の十 法第十九条の二十一第一項の政令で定める海域は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定める基準は、当該海域ごとにそれぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。

海 域	基 準
一 別表第一の五に掲げるバルテ イック海海域、別表第二の二備 考第五号に規定する北海海域並 びに別表第五に掲げる北米海域 及び米国カリブ海海域	硫黄分の濃度が質量百分率〇・ 一パーセント以下であり、かつ 、無機酸を含まないこと。
二 前号に掲げる海域以外の海域	硫黄分の濃度が質量百分率三・ 五パーセント以下であり、かつ 、無機酸を含まないこと。

別表第一の三 (第一条の五関係)

別表第一の四 (第一条の八関係)

別表第一の五 (第一条の九、第一条の十、第十一条の十関係)

別表第一の六 (第一条の十二、第一条の十三関係)

第九条の三 (略)

(燃料油の品質の基準等)

第十一条の十 法第十九条の二十一第一項の政令で定める海域は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定める基準は、当該海域ごとにそれぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。

海 域	基 準
一 別表第一の五に掲げるバルテイ ック海海域、別表第二の二備考第五号 に規定する北海海域並びに別表第五 に掲げる北米海域及び米国カリブ海 海域	硫黄分の濃度が質量百分率 一パーセント以下であり、 かつ、無機酸を含まないこ と。
二 前号に掲げる海域以外の海域	硫黄分の濃度が質量百分率 三・五パーセント以下であ り、かつ、無機酸を含まな いこと。

別表第一の三 (第一条の四関係)

別表第一の四 (第一条の七関係)

別表第一の五 (第一条の八、第一条の九、第十一条の十関係)

別表第一の六 (第一条の十一、第一条の十二関係)

別表第一の七（第一条の十二関係）

有害液体物質の区分	排出海域に関する基準	排出方法に関する基準
一（略）	全ての国の領海の基線からその外側十二海里以遠であつて水深二十五メートル以上の海域（南極海域を除く。）	（略）
二（略）	全ての国の領海の基線からその外側十二海里以遠であつて水深二十五メートル以上の海域（南極海域を除く。）	（略）
三（略）		（略）

別表第四（第九条の六関係）

別表第一の七（第一条の十一関係）

有害液体物質の区分	排出海域に関する基準	排出方法に関する基準
一（略）	すべての国の領海の基線からその外側十二海里以遠であつて水深二十五メートル以上の海域（南極海域を除く。）	（略）
二（略）	すべての国の領海の基線からその外側十二海里以遠であつて水深二十五メートル以上の海域（南極海域を除く。）	（略）
三（略）		（略）

別表第四（第九条の三関係）

○海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令及び領事官の行なう船舶法等の事務に係る処分又はその不作為についての審査請求に関する政令の一部を改正する政令（昭和五十八年政令第百八十三号）（附則第八条関係）  
（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 （経過措置）</p> <p>第二条 昭和五十年十二月三十一日以前に建造契約が結ばれたタンカー（建造契約がないタンカーにあつては、昭和五十一年六月三十日以前に建造に着手されたもの）であつて昭和五十四年十二月三十一日以前に船舶所有者に対し引き渡されたもの（昭和五十一年一月一日以後に改正法附則第四条第二項第二号の運輸省令で定める改造に該当する改造に関する契約が結ばれたタンカー（改造に関する契約がないタンカーにあつては、昭和五十一年七月一日以後に当該改造が開始されたもの）又は昭和五十五年一月一日以後に当該改造が完了したタンカーを除く。以下「現存旧タンカー」という。）からの貨物油を含む水バラスト等の排出についての海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一十号。以下「海洋汚染等防止令」という。）<u>第一条の十第一項第一号の規定の適用については、同号中「三万分の一」とあるのは、「一万五千分の一」とする。</u></p> <p>2 現存旧タンカーからの貨物油を含む水バラスト等の排出であつて次の各号に掲げる要件に適合するものについては、<u>海洋汚染等防止令第一条の十第一項第五号の規定にかかわらず、当該水バラスト等は、海面下に排出することができる。</u></p> <p>一 排出される水バラスト等の一部を上甲板上又はこれより上の位置において目視により監視することができる装置が備え付けられた排</p>	<p>附則 （経過措置）</p> <p>第二条 昭和五十年十二月三十一日以前に建造契約が結ばれたタンカー（建造契約がないタンカーにあつては、昭和五十一年六月三十日以前に建造に着手されたもの）であつて昭和五十四年十二月三十一日以前に船舶所有者に対し引き渡されたもの（昭和五十一年一月一日以後に改正法附則第四条第二項第二号の運輸省令で定める改造に該当する改造に関する契約が結ばれたタンカー（改造に関する契約がないタンカーにあつては、昭和五十一年七月一日以後に当該改造が開始されたもの）又は昭和五十五年一月一日以後に当該改造が完了したタンカーを除く。以下「現存旧タンカー」という。）からの貨物油を含む水バラスト等の排出についての海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一十号。以下「海洋汚染等防止令」という。）<u>第一条の九第一項第一号の規定の適用については、同号中「三万分の一」とあるのは、「一万五千分の一」とする。</u></p> <p>2 現存旧タンカーからの貨物油を含む水バラスト等の排出であつて次の各号に掲げる要件に適合するものについては、<u>海洋汚染等防止令第一条の九第一項第五号の規定にかかわらず、当該水バラスト等は、海面下に排出することができる。</u></p> <p>一 排出される水バラスト等の一部を上甲板上又はこれより上の位置において目視により監視することができる装置が備え付けられた排</p>

出管により排出すること。

二 排出される水バラスト等の一部を前号の装置を使用して監視すること。

3 昭和五十四年六月一日以前に建造契約が結ばれたタンカー（建造契約がないタンカーにあつては、昭和五十五年一月一日以前に建造に着手されたもの）であつて昭和五十七年六月一日以前に船舶所有者に対し引き渡されたもの（昭和五十四年六月二日以後に改正法附則第四条第二項第二号の運輸省令で定める改造に該当する改造に関する契約が結ばれたタンカー（改造に関する契約がないタンカーにあつては、昭和五十五年一月二日以後に当該改造が開始されたもの）又は昭和五十七年六月二日以後に当該改造が完了したタンカーを除く。以下「現存タンカー」という。）であつて国土交通省令で定めるところによりクリーンバラストタンク（タンカーの貨物艙及び燃料油タンクからの配管に二重に弁を設けることによりこれらの貨物艙及び燃料油タンクから分離されているタンクであつて水バラストの積載のためのものをいう。）を設置するものから、当該クリーンバラストタンクに積載された貨物油を含む水バラスト（以下「クリーンバラスト」という。）を国土交通省令で定めるところにより当該クリーンバラスト中の油分の監視をして排出する場合は、当該クリーンバラストを海洋汚染等防止令第一条の十第二項に規定する水バラストとみなして、同項の規定を適用する。

4 前項のタンカーであつてこの政令の施行の際現にクリーンバラストを海面より上の位置から排出するための設備を有しないものについては、海洋汚染等防止令第一条の十第二項の規定にかかわらず、クリーンバラストは、海面下に排出することができる。

5 海洋汚染等防止令第一条の十の規定は、現存タンカーのうち本邦の

出管により排出すること。

二 排出される水バラスト等の一部を前号の装置を使用して監視すること。

3 昭和五十四年六月一日以前に建造契約が結ばれたタンカー（建造契約がないタンカーにあつては、昭和五十五年一月一日以前に建造に着手されたもの）であつて昭和五十七年六月一日以前に船舶所有者に対し引き渡されたもの（昭和五十四年六月二日以後に改正法附則第四条第二項第二号の運輸省令で定める改造に該当する改造に関する契約が結ばれたタンカー（改造に関する契約がないタンカーにあつては、昭和五十五年一月二日以後に当該改造が開始されたもの）又は昭和五十七年六月二日以後に当該改造が完了したタンカーを除く。以下「現存タンカー」という。）であつて国土交通省令で定めるところによりクリーンバラストタンク（タンカーの貨物艙及び燃料油タンクからの配管に二重に弁を設けることによりこれらの貨物艙及び燃料油タンクから分離されているタンクであつて水バラストの積載のためのものをいう。）を設置するものから、当該クリーンバラストタンクに積載された貨物油を含む水バラスト（以下「クリーンバラスト」という。）を国土交通省令で定めるところにより当該クリーンバラスト中の油分の監視をして排出する場合は、当該クリーンバラストを海洋汚染等防止令第一条の九第二項に規定する水バラストとみなして、同項の規定を適用する。

4 前項のタンカーであつてこの政令の施行の際現にクリーンバラストを海面より上の位置から排出するための設備を有しないものについては、海洋汚染等防止令第一条の九第二項の規定にかかわらず、クリーンバラストは、海面下に排出することができる。

5 海洋汚染等防止令第一条の九の規定は、現存タンカーのうち本邦の

各港間のみ航行等の用に供するタンカーであつて国土交通省令で定めるものからの水バラスト及び貨物艙の洗浄水であつて貨物油を含むものの排出については、適用しない。

各港間のみ航行等の用に供するタンカーであつて国土交通省令で定めるものからの水バラスト及び貨物艙の洗浄水であつて貨物油を含むものの排出については、適用しない。